

平成30年10月29日 制定

（総則）

第1条 本実施要領は、民間において研究・開発された次条に定める技術の内容について、国土交通省が運営する NETIS(新技術情報提供システム)への登録申請の支援を行うことにより、建設事業への適正かつ円滑な導入を図り、もって建設技術の普及に貢献することを目的として、一般社団法人 四国クリエイト協会（以下「協会」という。）が実施する NETIS(新技術情報提供システム)登録申請支援事業（以下「NETIS 登録支援」という。）に適用する。

（NETIS 登録支援の対象）

第2条 「協会」がNETIS登録支援を実施する事業所は、四国内に本社を置く事業所とする

2 NETIS 登録支援は、「技術開発者」等（技術開発者の承諾を得ていることを示す書類（代理店契約書等）を提出できる者を含む）の依頼を受けて行うものとする。

「技術開発者」：技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、四国内に本社が所在する技術行使権原を有する者とする。

3 「協会」が行う NETIS 登録支援の対象は、「技術開発者」等により依頼のあった「新技術」とする。

「新技術」：技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であつて、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。

「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術等をいう。

「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果果では従来技術と同程度であることをいう。

(NETIS 登録支援の依頼の前提条件)

第3条 NETIS 登録支援を依頼しようとする技術（以下「依頼技術」という。）は、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。

- 一 依頼者が第2条 第2項に定義された「技術開発者」等であること。
- 二 依頼技術が第2条 第3項に定義された「新技術」に該当すること。
- 三 同一技術の再申請でないこと。

ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。

- A. 申請技術の原理が、「NETIS 登録技術」（過去に NETIS 登録技術であったものを含む。）と同じ又は酷似している
- B. 申請技術の適用範囲、適用効果が、「NETIS 登録技術」と同じ又は概ね同等である
- C. 申請技術の技術開発者が、「NETIS 登録技術」の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等「NETIS 登録技術」の技術開発者の関係者とみなすことができる
- 四 依頼技術については特許権等の権利侵害等のないものであること。
- 五 依頼技術が、従前に国土交通省において登録却下されたものでないこと。

(NETIS 登録支援の依頼)

第4条 依頼者は、NETIS(新技術情報提供システム)登録申請支援依頼書(別紙様式-1)により「協会」に依頼するものとする。

(NETIS 登録支援依頼の承諾)

第5条 「協会」は、NETIS 登録支援の承諾を決定した場合は、NETIS(新技術情報提供システム)登録申請支援依頼承諾書(別紙様式-2)により依頼者に通知するものとする。なお、登録支援は原則無料とする。

(NETIS 登録支援の方法)

第6条 NETIS 登録申請資料については、依頼者自身が作成し、「協会」は助言及び修正案の提案を実施する。

- 2 依頼者が申請先に登録申請書類を提出後、修正、追加書類の提出等を指示された場合は、依頼者が修正案、追加書類を作成し、「協会」に支援を依頼出来るものとし、この場合、「協会」は、助言及び修正案の提案を実施する。
- 3 依頼者は、申請先から「受理通知書」の送付があった場合は、遅滞なく「協会」へ報告するものとし、報告をもって支援を終了するものとする。
- 4 NETIS 登録支援はNETIS(新技術情報提供システム)への登録及び登録時期を確約するものでもなく、国土交通省受付窓口において登録を却下される場合もある。その場合「協会」は責を負わないものとする。

(NETIS 登録支援の中止)

第7条 NETIS 登録支援において、当該依頼技術が「第2条 NETIS 登録支援の対象」
「第3条 NETIS 登録支援の依頼の前提条件に沿っていない事が認められた
場合、あるいは依頼者が NETIS 登録支援の依頼の取下げを申し出た場合は、「協会」及び依頼者は、協議の上、NETIS 登録支援を中止するものとする。

2 「協会」が回答を求める修正、確認等の依頼に対して、依頼者が3ヶ月以上回答を行わない場合、あるいは不誠実な対応が見受けられた場合は、協議の上、NETIS登録支援を中止するものとする。

3 NETIS登録支援を開始した後、NETISへの登録完了が困難と「協会」が判断した場合、NETIS登録支援を中止できるものとする。

(調査協力)

第8条 申請者は、国土交通省が「協会」に対して実施するNETIS登録支援に関する調査に協力するものとする。なお、同調査は支援終了後においても協力するものとする。
また、調査に備え、支援の依頼、実施等を行った場合は、「協会」及び依頼者双方で日付を記録しておくものとする。

(NETIS 登録支援技術に係る責任)

第9条 NETIS 登録支援後NETIS 新技術情報提供システムに登録された技術に係わるすべての責任は、別途国土交通省が定める「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に基づくものとし、依頼者が負うものとする。

(機密保持)

第10条「協会」は、NETIS 登録支援において知り得た秘密情報を依頼者の許可なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお秘密情報の範囲については、依頼者の申告による。

(雑則)

第11条 この要領の定めに疑義がある場合、この要領に定めのない場合及びこの要領の定めにより難い特別の事情がある場合は別途協議して定めるものとする。